



平成 19 年 4 月 26 日

各 位

会 社 名 プラマテルズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 菅原 正弘
(ジャスダック証券取引所上場銘柄・コード 2714)
問合せ先 経営・情報企画部
役職・氏名 経営・情報企画部 部長
真野 明夫
電話 03 - 5764 - 0530

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 4 月 26 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 19 年 6 月 25 日開催の第 78 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

第 21 条 (取締役の任期)

取締役の経営責任を明確化し、経営体質の強化を図るとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体質を構築するために、取締役の任期を現行の 2 年から 1 年に短縮することとし、現行定款に所要の変更を行うものであります。

また、平成 18 年 6 月 21 日開催の定時株主総会で選任された取締役の任期を明確にするため、附則を設けるものであります。なお、本附則につきましては、その期日経過後これを削除いたしたいと存じます。

第 33 条 (補欠監査役の予選の効力)

法令で定める監査役の員数が欠けた場合において、補欠監査役の選任を毎年行う不便さを避けるため、補欠監査役の選任の効力を 4 年とするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。なお、第33条の新設に伴い、現行定款第33条以下の条数を各々繰り下げる必要がありますので、そのように条数の繰り下げ変更を行いたいと存じます。

(下線部 ————— は変更部分です。)

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2.補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、<u>再選を妨げない</u>。</p> <p>2.削除</p> <p>附則 <u>第 21 条の規定にかかわらず、平成 18 年 6 月 21 日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期は、平成 20 年開催の定時株主総会終結の時までとする。本附則は期日経過後これを削除する。</u></p>
<p>新設</p>	<p>(補欠監査役の予選の効力)</p> <p>第33条 補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、4年経過後の定時株主総会開始の時までとする。</p>
<p>第 33 条 ~ 第 46 条</p>	<p>第 34 条 ~ 第 47 条</p> <p>以下、上記変更に伴い、現行定款第 33 条以下の条数の繰り下げを行うものであります。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 19 年 6 月 25 日
 定款変更の効力発生日 平成 19 年 6 月 25 日

以上